

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 国土交通省関係省令の整備に関する省令案について

1. 背景

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）において、トラックドライバーの負担軽減と輸送能力の確保の両立に有効な中継輸送を促進するため、貨物自動車中継輸送実施計画の認定制度の創設が規定されたところ、関係法令について所要の規定を整備する必要がある。

2. 概要

関係省令について以下に掲げる改正その他所要の改正を行う。

①国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則の一部改正

（１）貨物自動車中継輸送実施計画の認定の申請等（第 4 条の 2 関係）

改正法による改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「改正物流効率化法」という。）第 29 条の 6 第 1 項に基づき、貨物自動車中継輸送実施計画の認定の申請等について、申請書の記載事項や添付書類に係る規定を追加する。

（２）特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関して貨物自動車中継輸送実施計画に記載すべき事項（第 4 条の 3 関係）

改正物流効率化法第 29 条の 6 第 3 項第 3 号に基づき、特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関し貨物自動車中継輸送実施計画に記載すべき事項に係る規定を追加する。

（３）特定貨物自動車中継輸送施設の基準（第 4 条の 4 関係）

改正物流効率化法第 29 条の 6 第 5 項第 3 号に基づき、特定貨物自動車中継輸送施設の立地、規模、構造及び設備の基準に係る規定を追加する。

（４）特定貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定の申請（第 4 条の 5 関係）

改正物流効率化法第 29 条の 7 第 1 項に基づき、特定貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定の申請に係る規定を追加する。

②独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正

改正法による独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）の改正により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が改正物流効率化法に基づく認定貨物自動車中継輸送事業に係る出資・貸付け等を業務として行うこととなるため、機構に係る業務方法書の記載事項に同業務を追加する。

③地方運輸局組織規則の一部改正

物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第〇号）による物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成 17 年政令第 298 号）の改正により、一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される貨物自動車中継輸送事業に係る国土交通大臣の権限が地方運輸局長に委任されるため、地方運輸局交通政策部等の所掌事務に当該事業に係る事務を追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 10 月上旬

施 行：令和 8 年 11 月 1 日（改正法の施行日と同日）